
6 義眼（コンタクト義眼を含む）

(1) 支給対象者

- ① 1眼又は両眼を失明し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 既に装嵌していた義眼（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、使用不能となったものを有している方
- ③ 労働福祉事業として支給された義眼で、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された義眼の直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……2年

(2) 支給の範囲

支給される義眼は、失明した1眼につき、1個です。

7 眼鏡（コンタクトレンズを含む）

(1) 支給対象者

- ① 1眼又は両眼に視力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第13級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された眼鏡で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……4年

(2) 支給の範囲

支給される眼鏡は、1障害につき、1個です。

8 点字器

(1) 支給対象者

- ① 両眼に視力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された点字器で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……5、7年

(2) 支給の範囲

支給される点字器は、1人につき、1台です。

9 補聴器

(1) 支給対象者

- ① 1耳又は両耳に聴力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第11級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された補聴器で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……5年

(2) 支給の範囲

支給される補聴器は、1障害につき、1器です。
（支給個数は両耳の障害であっても、1人につき1器です。）

10 人工喉頭

(1) 支給対象者

- ① 言語機能を廃し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された人工喉頭で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……4、5年

(2) 支給の範囲

支給される人工喉頭は、1障害につき、1個です。

11 車いす

(1) 支給対象者

- ① 両下肢の全廃又は喪失に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治ゆした方に限ります。）であって、義足及び下肢装具の使用が不可能である方
- ② 両下肢の全廃又は喪失に関し、療養（補償）給付を受けている方で、傷病が治ゆした後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかに認められる方
- ③ 両下肢の全廃又は喪失に関し、労災保険法による傷病（補償）年金（以下「傷病（補償）年金」といいます。）の支給決定を受けた方であって、義足及び下肢装具の使用が不可能である方
- ④ 既に使用していた車いす（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方
- ⑤ 労働福祉事業として支給された車いすで、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、④で支給された車いすの直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……5、6年

(2) 支給の範囲

支給される車いすは、1人につき、1台です。

12 電動車いす

(1) 支給対象者

- ① 両下肢及び両上肢に著しい障害を残し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）で、車いすの使用が著しく困難であると認められる方
- ② 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療養（補償）給付を受けている方で、傷病が治癒した後においても車いすの使用が不可能であることが明らかに認められる方
- ③ 労働福祉事業として支給された電動車いすで、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……6年

(2) 支給の範囲

支給される電動車いすは、1人につき、1台です。

13 歩行車

(1) 支給対象者

- ① 高度の失調又は平衡機能障害を残し、当該障害に関し、障害等級第3級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された歩行車で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……5年

(2) 支給の範囲

支給される歩行車は、1人につき、1台です。

14 収尿器

(1) 支給対象者

- ① せき髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴う方又は尿路変更を行った方で、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された収尿器で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数……1年

(2) 支給の範囲

支給される収尿器は、1人につき、2器です。ただし、人工膀胱用簡易型については、決められた価格の範囲内で事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」といいます。）が必要と認めた数が支給されます。

15 ストマ用装具

(1) 支給対象者

業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により直腸を摘出した方で、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限りません。）

(2) 支給の範囲

支給されるストマ用装具の数は、決められた価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数です。

16 歩行補助つえ

(1) 支給対象者

① 下肢の全部又は一部を喪失し、又は下肢の機能に障害を残し、当該障害に関し、障害等級第7級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限りません。）で、義足又は下肢装具の使用が可能である方

② 既に使用していた歩行補助つえ（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方

③ 労働福祉事業として支給された歩行補助つえで、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された歩行補助つえの直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）

耐用年数…… 2～4年

(2) 支給の範囲

支給される歩行補助つえは、1人につき、1本です。ただし、両下肢に障害のある場合には、必要に応じ2本支給されます。

17 かつら

(1) 支給対象者

① 頭部に著しい醜状を残し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限りません。）

② 労働福祉事業として支給されたかつらをき損した方（故意にき損した方を除きます。）

(2) 支給の範囲

支給されるかつらは、1人につき、1個です。